

病児保育事業について

◇事業の目的

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅で保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応及び、児童の自宅へ訪問して保育するなど、安心して子育てできる環境整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

◇事業類型

(1) 病児対応型

児童の病気が「回復期に至らない場合」で、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(病児担当看護師等(概ね) 利用児童 10 人に 1 人、保育士(概ね) 利用児童 3 人に 1 人)

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」で、かつ集団保育が困難な期間において、病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(病後児担当看護師等(概ね) 利用児童 10 人に 1 人、保育士(概ね) 利用児童 3 人に 1 人)

(3) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保険的な対応を図る事業。

(看護師等を 1 人以上配置し、預かる体調不良児の人数は看護師等 1 人に対して 2 人程度)

(4) 非施設型(訪問型)

児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において看護師・保育士等が訪問し一時的に保育する事業。

(病児等の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等・保育士、家庭的保育者のいずれか 1 人以上)